第２号様式

年　　　月　　　日

　一般社団法人　福島県建設業協会長　様

申請者　住　所

氏　名

連絡先

誓　約　書

　福島県多世代同居・近居推進事業補助金の交付申請にあたり、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して３年間以上、交付対象住宅において、多世代同居・近居を継続することを誓います。

　なお、福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領第１５条第１項各号のいずれかに該当することになった場合は、すみやかに報告し、同条の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

【参考】

福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領（抄）

（交付決定の取り消し等）

第１５条　補助事業者は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（２）事業完了日の属する年度の翌年度から起算して３年以内に、補助対象住宅における多世代同居・近居を解消する等、この取扱要領に定める要件を満たさなくなったとき。

（３）規則又はこの取扱要領並びに関係法令に違反する行為があったとき。

（財産の処分の制限）

第１６条　本事業により住宅取得等を行った住宅が、規則第１８条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、１０年とする。